

沖繩市交通拠点まちづくりに関する
住民等意向調査業務
プロポーザル実施要領

令和7年7月

沖繩市 建設部 都市整備室 都市交通担当

沖縄市交通拠点まちづくりに関する住民等意向調査業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は「沖縄市交通拠点まちづくりに関する住民等意向調査業務」を事業者へ委託するにあたり企画提案を広く募集し、最も適切な者を本業務の受託者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

沖縄市交通拠点まちづくりに関する住民等意向調査業務

(2) 業務の目的

現在、本市では、まちづくりと連携した交通結節点の実現に向けて、胡屋・中央地区を中心とした交通拠点のまちづくりに取り組んでいる。国道 330 号には路線バス系統が集中しており、基幹バスシステムの導入が推進されるとともに、地区周辺には沖縄サントリーアリーナや沖縄こどもの国などの誘客施設が存在している。また、当該地区の商店街は、飲食店を中心に新規出店も見られ、賑わいが充実しつつある。

一方で、バス運転手不足などによる減便が相次ぎ、本地区における最終便が早まるなど都市間移動の利便性が低下している現状がある。

また、胡屋・中央地区と誘客施設を回遊する交通手段に乏しく、本市循環バスやイベント開催時のシャトルバスなどに限られるなど、地区内交通の充実が課題である。

本業務では、国が主導する「沖縄交通リ・デザイン」等の考えをふまえつつ「沖縄市交通拠点まちづくり基本計画」や「沖縄市地域公共交通計画」への反映を視野に、ライフスタイルに合わせた交通行動の変容及び持続可能な交通環境に向けた取組として、パブリックインボルブメント（以下「PI」という。）を実施する。

(3) 業務内容

別添「概要仕様書」に基づく

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月17日（火）まで

2. 契約限度額

6,259,000円（消費税 10%を含む）

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。また、共同企業体として参加する場合は、代表者及び構成員すべてが満たすものとする。ただし、(1)(6)(7)については、構成員には適用しない。

④参考見積書・・・・・・(任意様式) ※税込み価格(10%)を記入すること。

⑤質 問 書・・・・・・(様式3)

(2) 提出書類の部数及び提出先

①参加申請書、基本事項調書、質問書、参考見積書・・・1部

②企画提案書・・・・・・・・・12部

※応募期間内に持参又は書留郵便により提出すること。(7月22日(火)12:00まで)

【提出先】 沖縄市役所 建設部 都市整備室 都市交通担当(本庁5階)

(所在地) 〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

(電話番号) 098-939-1212(内線2514)

(担当者) 古川(フルカワ)喜友名(キユナ)

6. 質問書について

(1) 参加に際して質問がある場合は、質問書(様式3)に質問内容を簡潔にまとめ、以下のとおりに電子メールにて送付してください。

【質問受付期間】 7月8日(火)~7月15日(火)12:00まで

【送付先アドレス】 a61koutu@city.okinawa.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、一括して本市ホームページにて回答する予定です。

7. 委託契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

本業務に関する委託契約候補者選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置し、公正かつ厳正な審査のうえ、一次審査及び二次審査の合計点により、最も優秀であると認められた1者を契約候補者として選定する。

※一次審査にて上位3者に選考されない者は、二次審査(企画提案の評価)を行いません。

(2) 一次審査(書類審査)

選定委員会の事務局(都市交通担当)において、基本事項調書(様式2)を下記8(1)に示す評価基準に基づいて一次審査を行い、上位3者を二次審査対象として選考し、書面により通知する。

(3) 二次審査(プレゼンテーションの実施)

二次審査対象者は、企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、選定委員会において、下記8(2)に示す評価基準に基づいて二次審査を実施する。

① 実施日時: 8月 1日(金)9:00~10:30※予定

② 実施場所: 沖縄市役所5階 建設部会議室 ※沖縄市役所内で場所の変更可能性あり

③ 時間配分: 提案説明15分、質疑応答10分

※プレゼンテーションは、配置予定の管理技術者が行うこととする。

※説明については、提出書類の企画提案書の順番に沿って、簡潔に行うこと。

※追加資料の配布は禁止とする（市から提出を求められた資料等については、この限りではない。）提出された企画提案書等と同一の図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
 なお、モニターの使用は可能。（任意）

※プロポーザル参加者が1者の場合でも審査を実施するが、評価の結果、一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

（4）契約候補者の特定

上記（2）（3）の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として特定する。なお、2者以上あるときは次の順位により決定する。

- ア 企画提案書に対する評価が高い者
- イ くじ

8. 評価基準

（1）一次審査（配点25点）・・・・・・・・基本事項調書（様式2）

項目	詳細	配点
①実施体制	適切な業務を提供できる実施体制(配置予定技術者数)	2点
②地理的条件	沖縄市内に本社もしくは営業所等があるか等。	3点
③企業の業務実績	過去5年以内の同種業務実績件数。	7点
④業務経験及び保有資格 (管理技術者)	管理技術者として過去5年以内の同種業務実績件数及び技術士〔建設部門（都市及び地方計画）〕の資格保有の有無	7点
⑤業務経験及び保有資格 (主担当技術者)	過去5年以内の同種業務実績件数及び技術士〔建設部門（都市及び地方計画）〕もしくはRCCM〔都市計画及び地方計画〕の資格保有の有無。	4点
⑥配置予定者の専任性	管理技術者の手持ち業務量件数（未契約業務も含む）	2点

※契約候補者に選定された者には、上記③・④・⑤の根拠資料提出を求めます。（TECRISなど）

※共同企業体の場合は、代表者を評価対象とします。

（2）二次審査（配点75点）・・・・・・・・企画提案書（任意様式）

項目	詳細	配点
業務内容の理解度	業務目的や内容を理解し、適切な提案が行われているか。	20点
実施体制及びスケジュール	従事者の役割分担及びスケジュールが明確に提示され、業務内容に応じた適任者を配置した実施体制であり、本業務の確実な遂行が見込まれるか。	20点

提案の的確性と実現性	上位計画や関連計画、実施事業等との整合性が図られており、本市や地域特性を理解した着眼点、問題点、解決方法等が記載され、関係者等から理解を得られる提案となっているか。	20点
提案の独創性	上位計画や関連計画、実施事業や本市や地域特性、自社の強み等を活かし、本業務に適した独創性と実現性を兼ねた提案となっているか評価する。	15点

9. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先としての特定

本市は、選定委員会により選定した契約候補者を、本契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施し、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ①契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②契約候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③契約候補者からの見積徴取及び協議の結果、合意に至らなかったとき
- ④契約候補者が本業務の委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、「2. 契約限度額」の範囲内とする。

(3) 業務の仕様及び実施条件

- ① 本業務の仕様については、契約候補者の提案内容をふまえ、契約限度額の範囲内で協議のうえ定めるものとする。
- ② 企画提案書に記載した管理技術者や主担当技術者等は、原則として変更不可とする。(特別の事由により、発注者が認める場合を除く)

(4) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとする。

10. 留意事項

- (1) 契約に至る各手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 提出書類の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降において、原則、提出書類の記載内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。但し、やむを得ない理由により変更が生じた場合において、発注者が承諾したものについてはこの限りではない。

- (4) 契約候補者の決定後、TECRIS 等により配置予定者の手持ち業務量に違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、当該書類の著作権は提出者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は沖縄市に帰属する。
- (6) 本業務の契約手続きに関する情報公開請求があった場合は、沖縄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類については、虚偽がないこと。
- (8) 契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定します。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、その他を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (10) プロポーザルにより選定された事業者について、「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、契約の締結にあたって、以下の書類の提出を求める。
 - ①法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ②商号登記している個人にあつては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ③商号登記していない個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④財務諸表（法人及び個人）
 - ⑤滞納のない証明書
 - ア) 法人にあつては市町村税、法人税、消費税及び地方消費税
 - イ) 個人にあつては市町村税、所得税、消費税及び地方消費税なお、上記書類について不備があった場合は、次点者を委託契約候補者として再特定するものとする。

11. お問い合わせ

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号 沖縄市建設部 都市整備室 都市交通担当
担当：古川（フルカワ）喜友名（キユナ）
TEL：098-939-1212（内線 2514） E-mail：a61koutu@city.okinawa.lg.jp